

# 保育所への入所の円滑化について

平成10年2月13日

厚生省児童家庭局長、児発第73号

夫婦共働き家庭の一般化や家庭と地域の子育て機能の低下等が進行する中で、都市部を中心に乳児等の待機児童が非常に多い状況にあり、こうした待機児童の解消が大きな課題となっている。

保育所への入所については、これまでも年度途中において認可上の定員を超えて保育所へ入所させることができることとしていたが、こうした待機児童の状況に鑑み、入所の一層の円滑化を図るため、別紙のとおり「保育所への入所円滑化対策実施要綱」

を定め、平成10年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたい。

なお、これに伴い、昭和57年8月24日児発第714号「保育所への年度途中における入所について」及び平成4年3月5日児発第169号「育児休業に伴う保育所への年度の途中での円滑な受入れ等について」は平成10年3月31日限りをもって廃止することとした。

〔別紙〕

## 保育所への入所円滑化対策実施要綱

### 1 目的

保育所における保育の実施は、定員の範囲内で行うこととされているが、年度の途中で保育の実施が必要となった児童が発生した場合、受け入れ体制のある保育所において定員を超えて保育の実施を行うことができることとするとともに、待機の状況等にある市町村においては、当分の間、年度当初についても同様に保育の実施を行うことができることとし、保育所への入所の円滑化を図ることを目的とする。

### 2 対象保育所

施設の設備又は職員数が定員を超えて保育の実施が行われた児童を含めた入所児童数に照らし、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）及びその他の関係通達に定める基準を満たし得る保育所であること。

### 3 経費

本制度の対象児童にかかる費用の支弁及び徴収については、当該保育所の定員内の児童の例により行うものとする。